

介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更について
(案)

平成24年2月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉課

介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更について(案)

平成 24 年 4 月 1 日からの介護報酬改定（地域区分の変更：【現行・特甲地 10.70】 【見直し後・2 級地 11.05】）に伴い、介護予防支援業務にかかる一部委託料について、次のとおり変更する。

1. 介護予防支援費

（現 行） 介護報酬 412 単位 / 月・・・ 4, 4 0 8 円（地域区分上乗せ含む）

介護予防支援にかかる一部委託料

3, 8 8 5 円（うち、消費税及び地方消費税 185 円）



（変更後） 介護報酬 412 単位 / 月・・・ 4, 5 5 2 円（地域区分上乗せ含む）

介護予防支援にかかる一部委託料

4, 0 0 6 円（うち、消費税及び地方消費税 191 円）

2. 初回加算

（現 行） 介護報酬 300 単位 / 月・・・ 3, 2 1 0 円（地域区分上乗せ含む）

初回加算にかかる一部委託料

1, 2 6 0 円（うち、消費税及び地方消費税 60 円）



（変更後） 介護報酬 300 単位 / 月・・・ 3, 3 1 5 円（地域区分上乗せ含む）

初回加算にかかる一部委託料

1, 2 9 3 円（うち、消費税及び地方消費税 62 円）

3. 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

（現 行） 介護報酬 300 単位 / 月・・・ 3, 2 1 0 円（地域区分上乗せ含む）

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算にかかる一部委託料

2, 1 0 0 円（うち、消費税及び地方消費税 100 円）



（変更後） 介護報酬 300 単位 / 月・・・ 3, 3 1 5 円（地域区分上乗せ含む）

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算にかかる一部委託料

2, 1 5 5 円（うち、消費税及び地方消費税 103 円）

大阪市内については委託業務内容を統一してきた経過があることから、介護報酬改訂後においても、一部委託料を市内統一とする。